

「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」骨子(案)に対する県民意見募集結果

「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」骨子(案)について、令和4年12月8日から令和5年1月4日にかけて県民意見募集を行ったところ、53の個人・団体から203件のご意見をいただきましたので、以下のとおり取りまとめいたしました。なお、いただいたご意見の趣旨を損なわない程度に、要旨としてまとめておりますので、ご了承ください。

条例骨子(案)については、いただいたご意見をふまえ、再度、関係者や専門家への意見聴取等を行った上で必要な見直しを行っていくこととしております。条例案作成に関する今後の対応については、見直し作業後に改めてお知らせいたします。

該当箇所	いただいた意見の要旨
パブコメの進め方に関すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案についてもパブリックコメントを実施してほしい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ骨子案のみなのか。
骨子案全体に関すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に認識を共有するために条例制定の背景と必要性及び基本条例制定の前提(土台)となる考え方を前文に入れる必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例がなぜ必要なのか説明してほしい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・改正を含む定期的な条例の見直しを行うことについて、条例上明記してほしい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の定義規定を設けるべき。
第2条 県の責務	
<p>骨子(案) ○県は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条で示す「市町村との連携」を県の責務に入れるべき。
第4条 動物の所有者の責務	
	譲渡の努力規定に関すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡が努力義務になっている。義務化しなければこの条例の意味がない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・どうしても譲渡先が見つからないときは、県、市町村、動物愛護団体、動物愛護推進員、その他関係者と連携し解決すると規定する。
	猫の飼養に関すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・「猫の所有者又は占有者は飼養施設で飼養又は保管するよう努めなければならない」は第8条の遵守事項にも規定してほしい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「猫の所有者または占有者」に「地域ネコの管理者」等は含まれるべきであり、それを明示すべき。
	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養施設での飼養又は保管の対象について、猫に限らず全ての動物を対象にすべき。
	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・「動物を捨ててはいけない」という条文はないのでしょうか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「遺棄の禁止」が明確に規定されなければならないと考える。

該当箇所	いただいた意見の要旨		
第6条 動物の返還及び譲渡の推進			
<p>骨子(案)</p> <p>○県は、殺処分がなくなることを目指して動物の返還及び譲渡等の施策を講ずると規定</p>	殺処分に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「殺処分がなくなることを目指して」ではなく、「殺処分廃止を目指して」にしてほしい。 ・県は「殺処分」について、いかなる見識を持っているか。 ・譲渡や返還した場合のコストと殺処分した場合のコストを計算したうえで、譲渡と返還が最善の手段となったのか。 	
	第8条 動物の所有者又は占有者の遵守事項		
	<p>骨子(案)</p> <p>○公共の場所又は建物等を汚損及び損壊しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>○適正飼養が困難とならないよう繁殖に関する適切な措置を講ずること。(所有者に限る。)</p> <p>○逸走、放し飼い等により自然環境保全上の問題が生じないようにすること。</p>	遵守項目に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・遵守事項が足りない。 ・『猫の飼い主の遵守事項』と『犬の飼い主の遵守事項』も明記すべき。
遵守違反に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ・遵守事項も罰則の対象に入れるべき。 	
その他			
<ul style="list-style-type: none"> ・遵守事項に対する支援策を設けることができる制度設計かどうか。 			
第9条 多頭飼養の届出			
第10条 変更等の届出			
<p>骨子(案)</p> <p>○犬又は猫の所有者又は占有者は、その飼養数が10以上となったときには30日以内に知事に届け出なければならない。</p>	届出に関すること(全般)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の飼養数、届出までの日数の根拠は何か。 ・多頭飼育は届出さえしておけば構わないと読めるが、それで大丈夫だと考えているのか。 ・県は、多頭飼養者に一定の届出を法的義務化して何をしたいのか。 	
	届出を行う者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼養の届出について、動物取扱業者も対象にするべき。 ・その対象者は、保護犬、保護猫活動をする者(団体)も含むのか。 ・不適正飼育で増えた多頭飼いと緊急保護時の一時的避難で猫を飼育して増えた場合と一緒にしないでほしい。 	
	届出の対象となる動物に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が対象としている動物の中に、軍鶏を加えてほしい。 ・多頭飼育崩壊事例では、犬やウサギなどもあり、猫に限らず愛玩動物すべてに適用することが適切だと思う。 ・多頭飼養の届出対象を全ての動物とする。 ・多頭飼養の届出対象について、犬又は猫にらず動愛法の「愛護動物」を対象にすべき。 	

該当箇所	いただいた意見の要旨
	<p>届出対象となる犬猫の頭数に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養頭数を制限すべき。 ・飼養数1頭から届出を義務付けてほしい
第13条 立入調査等	
<p>骨子(案) ○報告徴収及び立入調査等の知事の権限について規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立入権限を県の職員などに付与する根拠が不明
第14条 動物愛護管理員	
<p>骨子(案) ○動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所に勤務する職員の中から動物愛護管理員を命ずると規定</p>	<p>動物愛護管理員の業務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理員は各市町村に配置するのか ・動物愛護管理員の職務を明記すべき。
第15条 市町村に対する協力	
<p>骨子(案) ○市町村の求めに応じ、県は、情報提供、技術的な助言その他の必要な協力をすると規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な協力とは具体的にどのようなことか。 ・市町村だけではなく動物愛護団体への協力も追記してほしい。 ・第15条 市町村に対する協力を『市町村に対する協力など』にしてほしい。
第16条 市町村条例との関係	
<p>骨子(案) ○市町村条例との競合部分についての適用除外を規定</p>	<p>市町村条例との関係に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村条例を優先するのか。 ・競合部分の適用除外をするよりも、きちんとした条例を整備すべき。 <p>他法令との関係に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法、狂犬病予防法など他の法律との競合については問題ないのか。
第17条 委任	
<p>骨子(案) ○規則への委任について規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則をどこに誰に委任するか明確にすべき。
第18条～第21条 罰則	
	<p>罰則全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつだれがどのような方法で、罰金を科すことを決定するのか。 ・条例違反をして一度過料を支払った後、もう一度同一の違反をした場合、再度過料を請求することは可能なのか。 ・動物に対する虐待、遺棄、殺傷、殺処分には刑事罰を規定すべき。 ・遺棄、虐待の罰則を強化してほしい。 ・今般の「骨子」には、その行政指導及び行政処分に係る規定が存在しない。

該当箇所	いただいた意見の要旨
<p>骨子(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多頭飼養の届出義務違反又は虚偽の報告 …5万円以下の過料 ○特定動物の逸走時の通報義務違反 …5万円以下の罰金又は科料 ○事故発生時の措置の届出義務違反 …5万円以下の罰金又は科料 ○立入調査の拒否、忌避 …5万円以下の罰金又は科料 等 	<p>罰則の金額に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過料、罰金の金額設定の根拠は何か。 ・多頭飼養の届出義務違反又は虚偽の報告をした場合は厳罰化してほしい。 ・立入調査の拒否、忌避した場合は厳罰化してほしい。 ・動愛法の罰則規定よりも大幅に緩い。 ・罰金が軽い。
<p>その他(飼い主のいない猫)</p>	
	<p>飼い主のいない猫(全般)に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「猫の所有者または占有者」に「地域ネコの管理者」等は含まれるべきであり、それを明示すべき。 <p>飼い主のいない猫の規制に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野良猫への餌やりを行っている者に対して責任と罰則を科すべき。 ・野良猫や野生動物に餌やりを行っている者に対して罰則を科すべき。 ・いくつかの自治体においては、「餌やり禁止条項」を設けて対応しているが、今般の県の条例骨子には、その「餌やり」についての規定が見当たらない。
	<p>不妊去勢手術(TNR)に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TNR活動及び地域猫活動に対する取組みの支援を追加してほしい。 ・多頭飼育崩壊や遺棄を防ぐために最も有効な不妊去勢「TNR」活動への独自の予算を確保し、無料キャンペーンや一斉TNRを実施してほしい。
<p>その他(闘鶏)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・闘鶏を廃止してほしい。 ・闘鶏を廃止し、闘鶏に携わった者に対して厳罰を科してほしい。 ・闘鶏は必要ない野蛮や虐待行為である。 ・闘鶏禁止条例を制定してほしい。 ・動物を戦わせる行為(闘犬、闘鶏、闘牛)を禁止する規定を設けてほしい。 ・闘犬、闘鶏等の取締を強化する規定を設けるべき。
<p>その他(相談窓口)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政として「動物愛護及び管理」に関わる現場を熟知する市民ボランティアと連携し、その意見を反映させた相談窓口を各市町村に設置してほしい。 ・県での相談窓口の設定が必要。 ・相談窓口とサポートが必要。 ・県、市町村に、動物に関する相談窓口を設置するべき。
<p>その他(沖縄島北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画との関係)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「ずっとやんばる ずっとうちネコ アクションプラン」と齟齬が生じている。 ・「沖縄島北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画」との関係、整合性はどうかしているのか。